

藤沢市から転出された方へ（表面）  
 （手続きの詳細については担当課に確認してください。）

2024年5月27日改訂  
 ※この用紙は桃色です

項目	手続きの内容		手続き場所	
	藤沢市では	転入先（新住所地）では	担当課	市民センター
住民異動届（転出届）	転出届出後に、転出証明書を紛失した時や、転出届を取り下げるときは、市民窓口センターにご連絡ください。	新しい住所に住みはじめてから14日以内に転入届を出してください。手続きには転出証明書（交付を受けた方）や、届出人の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。	転入に関すること 転入先自治体へお問い合わせください	
住民異動届（海外転出）	海外転出者が帰国して、転入の届出をするときは次の書類が必要です。 ①パスポート（出国・帰国の証印があるもの） ②戸籍謄（抄）本 ③戸籍の附票謄（抄）本（本籍地及び筆頭者氏名の記載があるもの） ④年金手帳（国民年金加入者） ⑤マイナンバーカード（お持ちの方） ※本籍地または戸籍異動なく転出地に再転入する場合は②・③が省略できる場合があります。		転入に関すること 市民窓口センター（本庁舎1階） 0466-50-8268	○
印鑑登録	転出（予定）日で自動的に廃止されますので、登録証は処分してください。	転入先で、あらためて登録手続きをしてください。		
マイナンバーカード	海外転出の場合は、転出予定日の前日までに国外継続利用および電子証明書の発行手続き等が必要です。 ※日本国籍以外の方は、カードの返納手続きが必要です。	転入先で、カードを継続利用する手続きが必要です。転入先に出す日が、異動日から14日を経過すると継続利用できません。 ※署名用電子証明書が搭載されている方は自動的に失効しますので、引き続き利用を希望される場合には再発行が必要です。	市民窓口センター（本庁舎1階） 0466-50-8269	○
住民基本台帳カード				
①国民年金加入者 ②年金受給者	原則、住所変更の届出は不要です。 [海外転出の場合] ①資格喪失届または在外任意加入の手続きをしてください。 ②藤沢年金事務所（共済年金受給者は各共済組合）にお問い合わせください。	原則、手続き不要です。詳しくは、転入先の市町村、年金事務所、各共済組合にお問い合わせください。	保険年金課（本庁舎1階） 0466-50-3521	○
後期高齢者医療	転出手続きが必要です。県外に転出される方には、保険年金課で負担区分等証明書をお渡しします。保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。	負担区分等証明書が発行された場合は、転入先にご提出ください。届出人の本人確認が必要な場合があります。	保険年金課（本庁舎1階） 0466-50-3575	○ ※村岡公民館も可
①藤沢市障がい者福祉手当 ②障がい児福祉手当 ③特別障がい者手当 ④神奈川県在宅重度障がい者等手当 ⑤藤沢市重度心身障がい者介護手当 ⑥障がい者手帳	身体障がい者手帳または療育手帳については、お持ちの手帳を持参のうえ転出の手続きをしてください。 また、各種手当を受給している場合は、お持ちの手帳を持参のうえ手続きをしてください。	障がい者手帳の転入手続きをください。自治体により手当の基準が異なる場合がありますので、詳しくは転入先にお問い合わせください。	18歳以上 障がい者支援課（本庁舎2階） 0466-50-3528	○ ※村岡公民館も可
障がい福祉サービス受給者証	受給者証を持参のうえ、転出の手続きをしてください。	自治体によりサービスの基準が異なる場合があります。詳しくは転入先にお問い合わせください。	18歳未満 子ども家庭課（本庁舎3階） 0466-50-3569	
自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）	藤沢市での手続きはありません。	転入先で転入手続きをください。詳しくは転入先にお問い合わせください。		
障がい者等医療証	転出（予定）日で藤沢市の資格がなくなりますので、手続きをください。医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。詳しくは転入先にお問い合わせください。	障がい者支援課（本庁舎2階） 0466-50-3528	○ ※村岡公民館も可
幼児教育・保育の無償化に係る給付認定（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）	転出日をもって藤沢市での認定が無効となりますので、認定証又は認定通知書はお返しください。なお、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用していた方は、転出日以前の給付申請は藤沢市へ行う必要があります。申請時期等の詳細は、市ホームページをご確認ください。	転入先で、認定手続きをください。	保育課（本庁舎3階） 0466-50-8226	×
認可保育施設の利用	転出をもって藤沢市民としての利用が終了となりますので、退園届を提出してください。転出後も藤沢市の認可保育施設を継続して利用したい方はご相談ください。	藤沢市の認可保育施設を継続して利用する方は、転入先で手続きが必要です。	保育課（本庁舎3階） 0466-50-3526	
小・中学生	現在の学校で在学証明書・教科用図書給与証明書をもらってください。	転入先にお問い合わせください。	学務保健課（本庁舎3階） 0466-50-3558	× ※各学校で手続き可
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証	転出（予定）日で藤沢市の資格がなくなりますので、手続きをください。各医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。詳しくは転入先にお問い合わせください。		○ ※村岡公民館も可
自立支援医療受給者証（育成医療）	受給者証を子育て給付課にお返しください。			×
未熟児養育医療券	医療券を子育て給付課にお返しください。		子育て給付課（本庁舎3階） 0466-50-3580	
児童扶養手当	手当証書（交付されている方のみ）をお持ちのうえ、転出の手続きをください。	転入先で手続きをください。詳しくは転入先にお問い合わせください。		
特別児童扶養手当	・県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方は手続きをください。 ・県内の上記3市以外へ転出する方は、手続き不要です。			○ ※村岡公民館も可

藤沢市から転出された方へ（裏面）  
（手続きの詳細については担当課に確認してください。）

2024年5月27日改訂  
※この用紙は桃色です

項目	手続きの内容		手続き場所	
	藤沢市では	転入先（新住所地）では	担当課	市民センター
妊産婦健康診査費用補助券 新生児聴覚検査費用補助券 産後ケア事業利用券	転出後、藤沢市の補助券等は使用できません。	転入先にお問い合わせください。	健康づくり課 (保健所1階) 0466-50-3522	
特定医療費（指定難病） 医療受給証	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する場合は、新住所地が確認できる物をお持ちのうえ、手続きをしてください。</li> <li>その他県内他市へ転出する場合は、手続き不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内（横浜市、川崎市、相模原市以外）に転出する方：住所変更の届出が必要です。受給者証、新しい住所と受給者氏名が記載された公的書類（運転免許証等）を持って転入先で手続きしてください。</li> <li>県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。</li> </ul>		
肝炎治療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に転出する方は手続き不要です。</li> <li>県外に転出する方は受給者証をお返しください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に転出する方：住民票等の写し、受給者証のコピー、健康保険証のコピー等必要書類を持って、転入先で手続きしてください。</li> <li>県外に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。</li> </ul>	保健予防課 (保健所4階) 0466-50-3593	×
被爆者健康手帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外に転出する場合は、被爆者健康手帳等、送金先が確認できる資料を持って手続きしてください。</li> <li>国内に転出する場合は、手続き不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に転出する方：お手元にある被爆者健康手帳等関係書類、住民票の写し、本人口座名義確認種類を持って、転入先で手続きしてください。</li> <li>県外に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。</li> </ul>		
個人市民税	1月1日時点の居住地で課税されます。年の途中で転出しても、その年度の市民税は藤沢市で課税されます。 1月2日以降、当初の納税通知書が送付される前に転出した方には、藤沢市から新しい住所に納税通知書を送付します。	翌年の1月1日の居住地で課税されます。 転入先での手続きは不要です。	市民税課 (本庁舎4階) 0466-50-3510	
市税の納付	市税は、転出後も各納期限までに納付してください。転出した年度の市民税は、引き続き藤沢市に納付することとなります。 国外へ転出する等の場合は、納税管理人の申告等をしてください。	転入先での手続きは不要です。	納税課 (本庁舎4階) 0466-50-3509	×
犬を飼っている方	藤沢市での手続きはありません。	転入先で手続きをしてください。 詳しくは転入先にお問い合わせください。	生活衛生課 (保健所4階) 0466-50-3594	

転出届出と同時に受付できるもの

（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）

項目	手続きの内容		手続き場所	
	藤沢市では	転入先（新住所地）では	担当課	市民センター
国民健康保険	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証等(※)はお返しください。 保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。所得区分証明書、特定同一世帯所属者証明書、旧被扶養者異動連絡票を転出証明書と一緒に渡す場合があります。 ※令和6年12月2日以降は、被保険者証は廃止され、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が発行・交付されます。	所得区分証明書・特定同一世帯所属者証明書・旧被扶養者異動連絡票が発行された場合は、転入先にご提出ください。 届出人の本人確認が必要な場合があります。	保険年金課 (本庁舎1階) 0466-50-3574	○
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)はお返しください。 保険料は再計算し、納め過ぎになる場合や不足する場合には、後日通知をお送りします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護(要支援)認定を受けていた方は、転入日から14日以内に、転入先で認定引継ぎの手続きを行ってください。手続きが遅れますと保険給付が受けられません。</li> <li>負担限度額認定証が必要な方は、転入先で新たに申請が必要です。</li> </ul>	介護保険課 (本庁舎2階) 0466-50-8276	○ ※村岡公民館 も可
児童手当	消滅の手続きをしてください。 藤沢市からの支給は転出予定日の属する月分までとなります。 *ご注意ください* 遡って転出される場合は手当を返金していただくことがあります。	転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。必要書類は転入先にお問い合わせください。 *ご注意ください* 申請が遅れますと、受給できない月が発生する場合があります。	子育て給付課 (本庁舎3階) 0466-50-3580	○ ※村岡公民館 も可
125cc以下のバイクをお持ちの方	廃車手続き(ナンバープレートの返納)が必要です。ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類を持って廃車手続きをしてください。 また、排気量126cc以上のバイク、3・4輪の軽自動車は手続き場所が市役所ではありません。下記の場所にて手続きを行ってください。 排気量126cc以上のバイク：転出先市区町村管轄の運輸支局又は検査登録事務所 3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会 転出先市区町村の管轄区域の事務所・支所	廃車申告受付書等を持って登録手続きをしてください。 ※廃車手続不要でナンバープレートを交換できる市区町村もあります。詳しくは転入先にお問い合わせください。	税制課 (本庁舎4階) 0466-50-3570	△ ※明治、湘南 大庭、長後、 遠藤市民セン ターのみ可